



あなたは一人ではありません。 相談してみませんか？

ているる相談室 フリーダイヤル



(通話料無料)

☎ 0120-951-887

期間：11/10（月）～11/23（日）

時間：10:00～16:30



ているる相談のご案内

女性が抱える家庭や職場での人間関係、生き方、
心やからだの悩みなどの相談をお受けします。

公益財団法人おきなわ女性財団は、令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動（※）」期間に
フリーダイヤルによる「ているる女性相談」をお受けします。

（※）◆女性に対する暴力をなくす運動について◆

配偶者等への暴力（DV）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

毎年11月12日～25日までの2週間は、内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」です。女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、全国の地方公共団体や民間団体が連携、協力をしながら様々な活動を行っています。



内閣府ホームページ